

# 告 示

## 埼玉県告示第八百五十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

松本 俊介	塩入 瑛梨子	鈴木 郁子	河野 里佳	田島 幹大	酒井 規光	医師の氏名
害、肢体不自由 機能障害、そしやく機能障 害、肢体不自由	じん臓機能障害	聴覚障害	じん臓機能障害	肢体不自由	音声・言語機能障害、心臓 機能障害	指定障害区分
院 医療法人社団協友会 吉川中央総合病 院	医療法人 秀和会 秀和中央病院	喉科 医療法人社団 豊春会 とよはる耳鼻咽 喉科	医療法人萌友会 板倉クリニク	社会医療法人ジャパンメディカルアライ アンス 東埼玉総合病院	一般社団法人 巨樹の会 明生リハビリ テーション病院	医療機関の名称
吉川市大字平沼百十一	春日部市谷原新田千二百	春日部市上蛭田六百四十九 ウエルシア二F	所沢市東狭山ヶ丘一―二十 七―二十	幸手市吉野五百七十七―五	所沢市東狭山ヶ丘四―二千 六百八十一―二	医療機関の所在地
令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月十八日	令和二年三月一日	令和二年一月一日	令和元年八月二十九日	辞退年月日

上浦 大輝	中村 玲	北澤 篤志	原 元彦	坂本 裕彦	泰井 敏毅	鰐淵 博
やう機能障害 音声・言語機能障害、そし 聴覚障害、平衡機能障害、	じん臓機能障害	じん臓機能障害	肢体不自由	肝臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由
独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	小川赤十字病院	医療法人社団武蔵野会 TMGサテライ トクリニツク朝霞台	埼玉医科大学病院	埼玉県立がんセンター	国立障害者リハビリテーションセンター 病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉済生会栗橋病院
和光市諏訪二一一	比企郡小川町小川千五百二 十五	朝霞市西弁財一八―二十 一	入間郡毛呂山町毛呂本郷三 十八	北足立郡伊奈町大字小室七 百八十	所沢市並木四―一	久喜市小右衛門七百十四― 六
令和二年四月十三日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日

今西 淳悟	正務 秀彦	猪島 一朗	清水 良則
肢体不自由	肢体不自由、 肝臓機能障害	呼吸器機能障害	視覚障害
埼玉医科大学国際医療センター	医療法人 正務医院	医療法人 新井病院	清水眼科医院
一 日高市山根千三百九十七	草加市青柳五十二十三	十八 久喜市久喜中央二二二二	草加市谷塚一十九一
令和二年七月一日	令和二年六月十日	令和二年六月一日	令和二年五月三十日